

(別添1-3)

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	1	現況用途区分	農地	現況地目	畑
除外面積	573㎡のうち486㎡	除外理由	分家住宅の建築				
		所在	西山町字大沢7745番10の一部				
除外後の農地区分		第1種農地					
区分判断適用条項		農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第12条	(不許可の例外適用条項)			農地法の運用について 第2の1(1)-イ-(イ)-c-(e)	
項 目		整 理 内 容					
①農用地からの除外が必要かつ 適当であり、緊急性があること		<p>申出者は、市外の賃貸住宅に居住している。子供の成長もあり、現居宅では手狭である為、早急に十分な居住スペースが必要であること、また実家に近い場所(隣地)に建設することで両親の世話を見やすくなることもあり、申出地に分家住宅を建築する計画に至った。</p> <p>この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。</p>					
②農用地区域以外の土地をもって 代替えすることが困難であること		<p>申出地以外には、農用地区域以外に建築できる土地はなく、農用地区域以外で代替すべき土地を検討したが得られなかったことから当該地を選定した。</p>					
③地域計画の達成に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>地域計画が未策定の地域の為、該当無し。</p>					
④農用地の集団化、農作業の効率化 その他土地の農業上の効率的かつ 総合的な利用に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑤農用地区域内における効率的かつ 安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>申出地は、担い手に利用されていないことから効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑥農振法第3条第3号の施設の 有する機能に支障を及ぼすおそれ がないこと		<p>申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑦生産性の向上を目的とする土地 改良事業の完了した年度の翌 年度から起算して8年を経過して いること		<p>申出地は、過去に土地改良事業を実施していない。</p> <p>多面的機能支払事業区域外。</p>					

(別添1-3)

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	2	現況用途区分	農地	現況地目	畑
除外面積	573㎡のうち86.93㎡	除外理由	既存施設の拡張(通路の整備)				
		所在	西山町字大沢7745番10の一部				
除外後の農地区分		第1種農地					
区分判断適用条項		農地法第4条第6項第1号口 農地法施行令第5条	(不許可の例外適用条項)	農地法の運用について 第2の1(1)-イ-(イ)-e-(e)			
項 目		整 理 内 容					
①農用地からの除外が必要かつ 適当であり、緊急性があること		自宅への進入路の幅員が不足しており、スムーズに自宅へ侵入することが不可能となっているため、申出地に敷地を拡張(通路の整備)するものである。 この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。					
②農用地区域以外の土地をもって 代替えすることが困難であること		上記①のとおり、既存住宅と一体で利用する必要があり、申請地は、既存住宅の隣接地であることから当該地を選定した。					
③地域計画の達成に支障を及ぼす おそれがないこと		地域計画が未策定の地域の為、該当無し。					
④農用地の集団化、農作業の効率化 その他土地の農業上の効率的かつ 総合的な利用に支障を及ぼす おそれがないこと		申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。					
⑤農用地区域内における効率的かつ 安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に支障を及ぼす おそれがないこと		申出地は、担い手に利用されていないことから効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。					
⑥農振法第3条第3号の施設の 有する機能に支障を及ぼすおそれ がないこと		申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。					
⑦生産性の向上を目的とする土地 改良事業の完了した年度の翌 年度から起算して8年を経過して いること		申出地は、過去に土地改良事業を実施していない。 多面的機能支払事業区域外。					

(別添1-3)

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	3	現況用途区分	農地	現況地目	畑
除外面積	502㎡のうち443㎡	除外理由	分家住宅の建築				
		所在	中野町字野畑2349番の一部				
除外後の農地区分		第1種農地					
区分判断適用条項		農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第12条	(不許可の例外適用条項)			農地法の運用について 第2の1(1)-イ-(イ)-c-(e)	
項 目		整 理 内 容					
①農用地からの除外が必要かつ 適当であり、緊急性があること		<p>申出者は、市外の賃貸住宅に居住している。子供が生まれたこともあり、現居宅では手狭である為、早急に十分な居住スペースが必要であること、また実家に近い場所(隣地)に建設することで両親の世話を見やすくなることもあり、申出地に分家住宅を建築する計画に至った。</p> <p>この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。</p>					
②農用地区域以外の土地をもって 代替えすることが困難であること		<p>申出地以外には、農用地区域以外に建築できる土地はなく、農用地区域以外で代替すべき土地を検討したが得られなかったことから当該地を選定した。</p>					
③地域計画の達成に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>地域計画が未策定の地域の為、該当無し。</p>					
④農用地の集団化、農作業の効率化 その他土地の農業上の効率的かつ 総合的な利用に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑤農用地区域内における効率的かつ 安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>申出地は、担い手に利用されていないことから効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑥農振法第3条第3号の施設の 有する機能に支障を及ぼすおそれ がないこと		<p>申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑦生産性の向上を目的とする土地 改良事業の完了した年度の翌 年度から起算して8年を経過して いること		<p>中野西土地改良区(解散済み) 完了H9年度 完了年度の翌年から起算して8年を経過している。</p> <p>多面的機能支払事業区域外。</p>					

(別添1-3)

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	4	現況用途区分	農地	現況地目	田
除外面積	682㎡	除外理由	既存施設の拡張(駐車場の整備)				
		所在	生桑町字川原崎260番3				
除外後の農地区分			第1種農地				
区分判断適用条項			農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第12条	(不許可の例外適用条項)	農地法の運用について 第2の1(1)-イ-(イ)-e-(e)		
項 目			整 理 内 容				
①農用地からの除外が必要かつ 適当であり、緊急性があること			<p>申出者は、申出地西側で、多機能型作業所を営んでいるが、既存駐車場の契約終了に伴い、早急に従業員・施設利用者の駐車場を確保する必要があり、敷地を拡張するものである。</p> <p>この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。</p>				
②農用地区域以外の土地をもって 代替えすることが困難であること			<p>申出地以外には、農用地区域以外に整備できる土地はなく、農用地区域以外で代替すべき土地を検討したが得られなかったことから当該地を選定した。</p>				
③地域計画の達成に支障を及ぼす おそれがないこと			<p>地域計画が未策定の地域の為、該当無し。</p>				
④農用地の集団化、農作業の効率化 その他土地の農業上の効率的かつ 総合的な利用に支障を及ぼす おそれがないこと			<p>申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。</p>				
⑤農用地区域内における効率的かつ 安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に支障を及ぼす おそれがないこと			<p>申出地は、担い手に利用されていないことから効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。</p>				
⑥農振法第3条第3号の施設の 有する機能に支障を及ぼすおそれ がないこと			<p>申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。</p>				
⑦生産性の向上を目的とする土地 改良事業の完了した年度の翌 年度から起算して8年を経過して いること			<p>申出地は、過去に土地改良事業を実施していない。</p> <p>多面的機能支払事業区域外。</p>				

(別添1-3)

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	5	現況用途区分	農地	現況地目	畑
除外面積	710㎡のうち406.52㎡	除外理由	分家住宅の建築				
		所在	波木町字加登美889番4の一部				
除外後の農地区分		第1種農地					
区分判断適用条項		農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第12条	(不許可の例外適用条項)	農地法の運用について 第2の1(1)-イ-(イ)-c-(e)			
項 目		整 理 内 容					
①農用地からの除外が必要かつ 適当であり、緊急性があること		<p>申出者は、申出地の隣地にある本家にて生活している。子供の成長に加え、また新たに子供が生まれる予定もあり、現在の住まいでは手狭となるため、早急に十分な居住スペースが必要であること、また実家に近い場所(隣地)に建設することで両親の世話を見やすくなることもあり、申出地に分家住宅を建築する計画に至った。</p> <p>この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。</p>					
②農用地区域以外の土地をもって 代替えすることが困難であること		<p>申出地以外には、農用地区域以外に建築できる土地はなく、農用地区域以外で代替すべき土地を検討したが得られなかったことから当該地を選定した。</p>					
③地域計画の達成に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>地域計画が未策定の地域の為、該当無し。</p>					
④農用地の集団化、農作業の効率化 かつ他の土地の農業上の効率的 かつ総合的な利用に支障を及ぼす おそれがないこと		<p>申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑤農用地区域内における効率的 かつ安定的な農業経営を営む者 に対する農用地の利用の集積に 支障を及ぼすおそれがないこと		<p>申出地は、担い手に利用されていないことから効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑥農振法第3条第3号の施設の 有する機能に支障を及ぼすおそれ がないこと		<p>申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。</p>					
⑦生産性の向上を目的とする土 地改良事業の完了した年度の翌 年度から起算して8年を経過して いること		<p>申出地は、過去に土地改良事業を実施していない。</p> <p>多面的機能支払事業区域外。</p>					